

426. 低圧配線の施設(電技)

〈低圧配線の施設〉

第56条(配線の感電又は火災の防止):配線は、施設の状態及び電圧に応じ、感電又は火災の恐れが無いように施設しなければならない。2、3:(後述)

第57条(配線の使用電線):配線の使用電線(裸電線及び特別高圧で使用する接触電線を除く。)には、感電又は火災の恐れが無いよう、施設場所の状態及び電圧に応じ、使用上十分な強度及び絶縁性能を有する物でなければならない。2:配線には、裸電線を使用してはならない。ただし、施設場所の状態及び電圧に応じ、使用上十分な強度を有し、かつ絶縁性がない事を考慮して、配線が感電又は火災の恐れが無いように施設する場合、この限りでない。3:(後述)

第59条(電気使用場所に施設する電気機械器具の感電、火災等の防止):電気使用場所に施設する電気機械器具は、充電部の露出が無く、かつ人体に危害を及ぼし、又は火災が発生する恐れが有る発熱が無いように施設しなければならない。ただし、電気機械器具を使用するために充電部の露出又は発熱体の施設が必要不可欠である場合であって、感電その他の人体に危害を及ぼし、又は火災が発生する恐れが無いように施設する場合は、この限りでない。2:燃料電池発電設備が一般用電気工作物である場合には、運転状態を表示する装置を施設しなければならない。

第62条(配線による他の配線等又は工作物への危険の防止):配線は、他の配線、弱電流電線等と接近し、又は差さる場合は、混触による感電又は火災の恐れが無いように施設しなければならない。2:配線は、水道管、ガス管又はこれらに類する物と接近し、又は交差する場合は、放電によりこれらの工作物を損傷する恐れが無く、かつ漏電又は放電により、これらの工作物を介して感電又は火災の恐れが無いように施設しなければならない。

第64条(地絡に対する保護措置):ロードヒーティング等の電熱装置、プール用水中照明灯その他の一般公衆の立ち入る恐れが有る場所、又は絶縁体に損傷を与える恐れが有る場所に施設する物に電気を供給する電路には、地絡が生じた場合に感電又は火災の恐れが無いよう、地絡遮断器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。

第65条(電動機の過負荷保護):屋内に施設する電動機(出力が0.2kW以下の物を除く。この条において同じ。)には、過電流による当該電動機の焼損により火災が発生する恐れが無いよう、過電流遮断器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。ただし、電動機の構造上又は負荷の性質上、電動機を焼損する恐れが有る過電流を生じる恐れが無い場合は、この限りでない。



電技の目的は
感電や火災の
防止にある
からね

何度も登場する
言葉は頭に
入りやすいわね



感電又は火災、
施設の状況及び
電圧: